



鳥取県公報

平成 19 年 2 月 16 日 (金)
第 7 8 6 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (130) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (131) (〃) 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (132) (西部総合事務所県民局) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (133) (福祉保健課) 3
	鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金の一部改正 (134) (障害福祉課) 4
	結核予防法による医療機関の指定 (135) (鳥取保健所) 5
	家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域等の指定 の解除 (136) (畜産課) 5
	土地改良事業の協議の適否の決定 (2 件) (137・138) (耕地課) 6
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (139～141) (森林保全課) 6
	公共測量の実施 (142) (管理課) 8
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2 件) (143・144) (治山砂防課) 9
	土砂災害警戒区域の指定 (145) (〃) 10
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (3) 11
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 11
	放置車両の確認等に関する事務の委託 (警察本部交通指導課) 12
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (空港港湾課) 13
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 15
◇ 正 誤	平成 18 年 12 月 19 日付鳥取県告示第 901 号中訂正 18
	平成 19 年 1 月 9 日付鳥取県告示第 10 号中訂正 18

告 示

鳥取県告示第 130 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人おあしす 理事長 河上良枝	鳥取市国府町分上二丁目 266-2	つどいの里梅花の庵	鳥取市吉成二丁目 343-16	通所介護	平成 19 年 2 月 5 日

鳥取県告示第 131 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人おあしす 理事長 河上良枝	鳥取市国府町分上二丁目 266-2	つどいの里梅花の庵	鳥取市吉成二丁目 343-16	介護予防通所介護	平成 19 年 2 月 5 日

鳥取県告示第 132 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 19 年 4 月 6 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 申請のあった年月日
平成19年2月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人中海再生プロジェクト
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
内藤 武夫
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市河崎610
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、2012年「泳げる中海」を目指すとともに、中海の豊かな自然環境を街の活性化に活かし、さらに市民の憩いの場として中海との共生を目指し、そして市民にとって中海が郷土の象徴として誇れる存在となり、活力ある地域形成に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第 133 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社ハイブリッジ	米子市三本松一丁目 5-26	きらら薬局	米子市西福原九丁目 11-15	居宅療養管理指導	平成 19 年 1 月 4 日
株式会社デマンド	米子市皆生二丁目 13-13	まごころ訪問看護ステーション	米子市皆生二丁目 13-13	訪問看護	平成 19 年 2 月 1 日
医療法人山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町 125-2	山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町 125-2	訪問リハビリテーション	〃
株式会社 Y O U	鳥取市吉方温泉四丁目 702	フレンドケア Y O U	鳥取市吉方温泉四丁目 702	訪問介護	〃
有限会社アダチトレーディア	境港市昭和町無番地流通会館 1 階	ケアタクシーのぞみ指定訪問介護事業所	境港市昭和町無番地流通会館 1 階	〃	平成 19 年 2 月 5 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合 646	西伯訪問介護事業所	西伯郡南部町法勝寺 331-1	介護予防訪問介護	平成 19 年 1 月 1 日
〃	〃	西伯訪問入浴介護事業所	〃	介護予防訪問入浴介護	〃

〃	〃	西伯デイサービスセンターしあわせ	〃	介護予防通所介護	〃
日本プランニング株式会社	鳥取市湖山町東二丁目159-2	日本プランニング株式会社指定訪問介護事業所ゆうあい	鳥取市湖山町東二丁目159-2	介護予防訪問介護	〃
株式会社ハイブリッジ	米子市三本松一丁目5-26	きらら薬局	米子市西福原九丁目11-15	介護予防居宅療養管理指導	平成19年1月4日
株式会社デマンド	米子市皆生二丁目13-13	まごころ訪問看護ステーション	米子市皆生二丁目13-13	介護予防訪問看護	平成19年2月1日
医療法人山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町125-2	山本外科内科医院	鳥取市末広温泉町125-2	介護予防訪問リハビリテーション	〃
株式会社YOU	鳥取市吉方温泉四丁目702	フレンドケアYOU	鳥取市吉方温泉四丁目702	介護予防訪問介護	〃
有限会社アダチトレーディア	境港市昭和町無番地流通会館1階	ケアタクシーのぞみ指定訪問介護事業所	境港市昭和町無番地流通会館1階	〃	平成19年2月5日
いなばタクシー株式会社	鳥取市河原町谷一木1033-1	いなばタクシー株式会社福祉部指定訪問介護事業所	鳥取市河原町谷一木1033-1	〃	平成19年2月8日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
株式会社デマンド	米子市皆生二丁目13-13	まごころケアプラセンター	米子市皆生二丁目13-13	平成19年2月1日

鳥取県告示第134号

平成18年鳥取県告示第415号（鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）第9条第3項の規定に基づき平成19年2月1日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第4項の規定により告示する。

平成19年2月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後				改正前			
1 利用料金				1 利用料金			
(1) 食事の提供に係る利用料				(1) 食事の提供に係る利用料			
入所利用 (1日当たり)	短期入所及び市町村地域生活支援事業(日中一時支援事業に限る。)に係る利用(1食当たり)			入所利用 (1日当たり)	短期入所利用(1食当たり)		
	朝食	昼食	夕食		朝食	昼食	夕食
1,580円	280円	650円	650円	1,580円	280円	650円	650円
(2) 光熱水費に係る利用料(入所利用者及び短期入所利用者に限る。)				(2) 光熱水費に係る利用料(入所利用者に限る。)			
1日につき327円				1日につき327円			
(3)~(5) 略				(3)~(5) 略			
2 略				2 略			

附 則

この告示は、平成19年2月16日から施行する。

鳥取県告示第135号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年2月16日

鳥取県鳥取保健所長 長 井 大

名称	所在地	指定年月日
なわだ内科クリニック	鳥取市青葉町三丁目101-2	平成19年2月13日
あおば薬局	鳥取市青葉町三丁目104	〃

鳥取県告示第136号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則(平成15年鳥取県規則第77号)第3条第1項の規定による移入の禁止に係る県外の区域等の指定を次のとおり解除するので、同規則第6条第3項の規定により告示する。

平成19年2月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定を解除する県外の区域及び家畜等

平成19年鳥取県告示第46号(家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について)で指定した県外の区域及び家畜等

鳥取県告示第 137 号

琴浦町が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業東伯地区維持管理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年2月16日から同年3月8日まで
- 3 縦覧に供する場所
琴浦町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第 138 号

北栄町が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業東伯地区維持管理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年2月16日から同年3月8日まで
- 3 縦覧に供する場所
北栄町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第 139 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片山善博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字石休847、848の1、848の2、849から851まで、852の1、852の2、853、854、855の1、856の1、856の2、857の1、858、859、859の1、860から863まで、863の1、864、864の1、864の2、865、865の1、865の2、866から868まで、868の1から868の3まで、869、871、872、872の1、873、874の1、874の2、875の1、875の3から875の51まで、875の53、875の54、字長谷876から878まで、878の1、879から887まで、887の1、888、888の1、889の1から889の66まで、890、890の1、891、891の1、892から900まで、901の1から901の36まで、902の1、大字三吉字広高下300の1、300の5から300の26まで、字花尾垣内331の1から331の6まで、字助治郎谷692の1から692の5まで、字三郎谷693の1から693の11まで、字下モサル小屋694の1から694の24まで、字中サル小屋695の1から695の32まで、字奥サル小屋696の1から696の13まで、字サル小屋697の1から697の4まで、字小ツケ谷698の1から698の5まで、字柳サコ699の1から699の4まで、字ナルサコ700の1、700の2、字大柿谷705の1から705の21まで、字小柿谷706、字アシ谷713の1から713の8まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第140号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月16日

鳥取県知事 片山善博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字曹源寺字小来ル木奥26の1から26の3まで、27の1、27の2、字寺山578の1、578の4、字真谷591の1、592の1、595の1、596の1、597の1、599、600の1から600の3まで、600の5から600の46まで、大字下西谷字足谷502の1、502の2、字鍛冶屋谷511の1、字小来木谷543の1、543の3から543の5まで、大字上西谷字スモト谷401の1、401の2、字菜畑404、405の1、405の6、字宮ノ谷408の4、410の1、字家ノ奥414、415、420の1、420の2、大字福本字ツムギ4の1、4の2、4の6、4の7、6の1から6の4まで、6の8、7の1、7の3、7の4、7の7、7の12、大字福山字曹源寺谷1の1から1の3まで、1の7、1の8、2の1、2の4、2の6から2の14まで、2の27から2の29まで、2の32、字久原谷42の1、44、45の1から45の4まで、46の1から46の7まで、字岡谷109の1、109の3、113、字西谷116、117の1、117の2、118、119の1、120の1、字追分ヶ谷199の1、200の2、200の3、字梅ヶ谷201の3から201の5まで、201の8、201の10、字小松谷202、203の1、203の2、字桜ヶ谷268、269の1から269の4まで、字沢谷270の1、270の3、271の1、字槇ヶ谷306の1、307、308、字大柞谷309の1、309の2、309の5、309の7、310、字牧

原奥534の1、535の1から535の10まで、536の1から536の4まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 141 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥774の2、大字大谷字若杉178の1、178の6、178の81、178の181、字堂ノ子944、945、946の1から946の6まで、947、948、字穴谷949、950の1、950の2、951から953まで、954の1、954の2、955の1から955の3まで、字荒神谷956の1から956の6まで、957から962まで、字帝釈寺1128の2、1128の6、1128の17、1128の19、1128の24、大字木地山字能谷奥826の21、大字福山字カンナカ谷245の3から245の8まで、245の14から245の16まで、字小平谷272、字不動谷276の1、字定十平369の1、370の1、字清水谷371、372、374、大字穴鴨字猿返1374の2、1374の4(次の図に示す部分に限る。)、1374の5、1374の17から1374の35まで、大字田代字高丸700の2(次の図に示す部分に限る。)、700の3から700の6まで、700の32、字真山741の2(次の図に示す部分に限る。)、741の3から741の5まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 142 号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中

国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 作業期間 平成 19 年 1 月 11 日から同年 3 月 30 日まで
- 3 作業地域 米子市（山陰道米子バイパス）及び東伯郡湯梨浜町（山陰道青谷羽合道路）

鳥取県告示第 143 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 名称
桑原地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 13 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 13 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市青谷町桑原字谷奥 110	1 号
鳥取市青谷町桑原字空山 975-2	2 号
鳥取市青谷町桑原字空山 975-2	3 号
鳥取市青谷町桑原字空山 973-1	4 号
鳥取市青谷町桑原字空山 971	5 号
鳥取市青谷町桑原字空山 971	6 号
鳥取市青谷町桑原字中河原 191-7	7 号
鳥取市青谷町桑原字中河原 198-5 地先道路敷	8 号
鳥取市青谷町桑原字村内 60-1 地先道路敷	9 号
鳥取市青谷町桑原字村内 58-1	10 号
鳥取市青谷町桑原字村内 57-2	11 号
鳥取市青谷町桑原字村内 68-4 地先道路敷	12 号
鳥取市青谷町桑原字村内 107	13 号

鳥取県告示第 144 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

上地地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 10 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 10 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市国府町上地字竹ヶ鼻 363-2	1 号
鳥取市国府町上地字森谷 848	2 号
鳥取市国府町上地字森谷奥 845	3 号
鳥取市国府町上地字伊勢路 854-1	4 号
鳥取市国府町上地字上土居 862-1	5 号
鳥取市国府町上地字上土居 862-1	6 号
鳥取市国府町上地字大田 471-8	7 号
鳥取市国府町上地字大田 471-8	8 号
鳥取市国府町上地字大田 466	9 号
鳥取市国府町上地字堂面 487	10 号

鳥取県告示第 145 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

日南町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

またしろう谷川（Ⅰ-1-3-36-16）、滑谷川（Ⅰ-1-3-36-19）、板井谷川（Ⅰ-1-3-36-20）、北の原谷川（Ⅰ-1-3-36-22）、坂本谷川（Ⅰ-1-3-36-23）、牛ノ尾川（Ⅰ-1-3-36-24）、田曾谷川（Ⅰ-1-3-36-26）、横手谷（Ⅰ-1-3-36-27）、田曾谷（Ⅰ-1-3-36-28）、糠庄川（Ⅰ-1-3-36-29）、糠庄大谷川（Ⅰ-1-3-36-30）、梅ヶ谷（Ⅰ-1-3-36-70）、妙見谷川（Ⅰ-1-3-36-128）、林ヶ谷川（Ⅰ-1-3-36-129）、繪下山川（Ⅰ-1-3-36-130）、清谷（Ⅱ-1-3-36-64）、狐塚（Ⅱ-1-3-36-145）、大谷（Ⅱ-1-3-36-146）、要害谷川（Ⅱ-1-3-36-147）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

日南町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

生山 B 地区 (I-991)、霞地区 (I-992)、板井谷地区 (I-1176)、霞 5 地区 (I-1490)、霞 6 地区 (I-1491)、丸山 7 地区 (II-人工 2034)、霞 2 地区 (II-3086)、生山 C 地区 (II-3183)、生山 D 地区 (II-3184)、生山 E 地区 (II-3185)、生山 F 地区 (II-3186)、丸山 3 地区 (II-3244)、丸山 4 地区 (II-3245)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 3 号

昭和 61 年鳥取県選挙管理委員会告示第 33 号 (不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について) の一部を次のように改正する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
<u>医療法人養和会養和病院</u>	米子市上後藤三丁目 5-1	<u>医療法人養和会広江病院</u>	米子市上後藤三丁目 5-1
略		略	
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山 551-7	日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山 551-7
介護老人保健施設あやめ	日野郡江府町大字武庫 475		
2～4 略		2～4 略	

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。) 第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日時	場所	受講対象者
経験者講習		平成19年3月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定に基づき、放置車両の確認等に関する事務（以下「確認事務」という。）を次の放置車両確認機関に委託したので、同法第51条の12第1項の規定により公告する。

平成19年2月16日

鳥取警察署長 花 本 良 寛

1 放置車両確認機関の名称

富士総合警備保障株式会社

2 主たる事務所の所在地

鳥取市秋里405-1

3 確認事務を行う区域

鳥取警察署の管轄区域

4 確認事務を行う期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取空港航空照明及び鳥取空港電気施設に係る維持管理業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

鳥取市湖山町西四丁目 110-5（鳥取空港）

鳥取市賀露町南五丁目 1714-1（上小路神社の航空障害灯）

鳥取市三津 987（三津ノ山の航空障害灯）

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の施設設備保守管理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 2 月 28 日（水）午後 4 時まで 4 の (2) の場所に提出すること。

(3) 次に掲げる工事又は業務を履行した実績を有する者であること。

ア 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 117 条に規定する飛行場灯火の設置基準に適合する飛行場灯火の新設又は改修の工事（埋込み式の飛行場灯火の工事に限る。）

イ 飛行場灯火の維持管理業務

(4) 本件業務の履行期間中、次に掲げる職員を確保できる者であること。

ア 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する第一種電気工事士（以下「第一種電気工事士」という。）の資格及び(3)ア又はイの経験があり、業務時間（午前 6 時 15 分から午後 9 時 45 分まで）中鳥取空港に常駐できる職員

ただし、(3)ア又はイの経験がない職員は、上記職員から業務に関する教育を 1 月以上受けることで、(3)ア又はイの経験がある職員とみなすことができる。

イ 発注者の要請後 1 時間以内に履行場所に到着し、本件業務に従事することができる 2 名以上の職員（第一種電気工事士の資格を有する職員で、1 名はアの職員に限る。）

- (5) 平成 19 年 2 月 16 日 (金) から同年 3 月 28 日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号) 第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- 3 契約担当部局
鳥取県鳥取空港管理事務所
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する問合せ先
〒680-0947 鳥取市湖山町西四丁目 110-5
鳥取県鳥取空港管理事務所
電話 0857-28-1150 (事務手続に関するもの: 管理係)
0857-28-1498 (技術に関するもの: 設備係)
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)の場所で平成 19 年 2 月 16 日 (金) から同年 3 月 9 日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時までの間交付する。
- (4) 郵便等による入札
不可とする。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
平成 19 年 3 月 28 日 (水) 午後 1 時 30 分
鳥取県鳥取空港管理事務所会議室 (鳥取市湖山町西四丁目 110-5 鳥取空港内)
- 5 入札者に要求される事項
- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 3 月 9 日 (金) 午後 4 時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。
なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance management business of Tottori airport Aeronautical lighting and electric facilities, 1 Set

(2) Supply period : From 1 April, 2007 through 31 March, 2010

(3) Supply place : 4-110-5, Nishi, Koyama-chou, Tottori-shi, Tottori 680-0947 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 4:00 p.m. 9 , March, 2007

(5) Date and time for tender submission : 1:30p.m. 28 , March, 2007

(6) Please contact : Administrative office of Tottori airport

4-110-5, Nishi, Koyama-chou, Tottori-shi, Tottori 680-0947 Japan

tel. 0857-28-1150

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び予定数量

A 重油 J I S 1 種 2 号 1,000 キロリットル

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

(4) 1 回当たりの納入量

14 キロリットル以上

(5) 納入場所

鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院

(6) 入札方法

1 キロリットル当たりの単価による入札を行うので、当該単価を入札書に記載すること。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)のうち、油脂・燃料類に係るものを有していること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 3 月 2 日(金)午後 5 時まで 4 の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成 19 年 2 月 20 日(火)から同年 3 月 27 日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号)第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和 50 年法律第 96 号)第 24 条第 1 項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。

(5) この公告に示した物品を鳥取県立中央院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 730

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

電話 0857-26-2271(内線 2210)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で、平成 19 年 2 月 21 日(水)から 3 月 2 日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、120 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 3 月 27 日(火)午後 2 時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午後 1 時までとする。)

鳥取県立中央病院大会議室（本館 1 階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 3 月 14 日(水)午後 5 時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の(6)で定める金額に 1 の(1)の予定数量を乗じた金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 1 の(1)の予定数量を乗じた金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した物品に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel oil JIS class 1 No. 2 1,000kl

- (2) Delivery period : From 1 April, 2007 through 31 March, 2008
- (3) Delivery place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 14, March, 2007
- (5) Date and time for the submission of tenders : 2:00 PM 27, March, 2007
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 1:00 PM 27, March, 2007
- (6) Please contact : Property Management Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Central Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan TEL : 0857-26-2271 ex. 2210

正 誤

平成18年12月19日付鳥取県告示第901号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4
行 下から15
誤 その関係書類
正 その図面及び関係書類

平成19年1月9日付鳥取県告示第10号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 7
行 上から12
誤 その関係書類
正 その図面及び関係書類